

「キッズひらちゃん子育て応援団」規約

制 定 平成 25 年 1 月 10 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

こどもが健やかに成長していくためには、親の努力だけではなく社会が支えていく環境が重要です。少子化、家族形態の変化は、子育ての知識を学ぶ機会の減少や地域との関係の希薄化を招くことにもなり、身近に相談相手がいない、相談する時間がないなど子育て不安を感じる世代が増加しています。

大きな社会問題となっている児童虐待も、身近に相談できる相手がいないという状況が原因であることが多く、早期発見、早期対応が重要です。

平野区は出生者数が市内最多で子育て世代も多く、子育てに不安を持つ親も増加しています。子育て世代への情報発信や交流を通じて、子育て世代のニーズの把握や子育てに不安を持つ親への支援を行うとともに「キッズひらちゃん子育て応援団」を創設し、子育て支援活動を行っている団体・企業・子育て支援ボランティア等の協力のもと、子育てを応援します。

(目 的)

第 1 条 「キッズひらちゃん子育て応援団」は、平野区に在住する子どもが健やかに成長するために平野区における子育て支援にかかる関係事業に参加・参画し、子育て世代への情報発信や交流を行い、親同士の交流や地域とのきずなを強くするなど、社会全体で子育てを応援することを目的とし活動します。

(定 義)

第 2 条 第 1 条の目的を実現するため、平野区役所と協働し子育て支援活動を行い、所定の手続きにより登録された企業、事業所、団体、NPO 法人、子育て支援ボランティア等、第 7 条及び第 7 条の 2 により承認を得て参加・登録をした者を「キッズひらちゃん子育て応援団」（以下「応援団」）とします。

2 子育て支援ボランティアとは、平野区子育て支援保育ボランティア養成講座の受講者、平野区子育て支援関係者連絡会議の参加者など平野区役所が認める者または平野区ボランティアビューローの登録者で子育て支援の関わりのある者としてします。

(応援団の活動)

第 3 条 応援団は、子育て支援に関する活動分野において平野区役所と協働して、子育て支援活動を行います。（別表 1・2 参照）

(応援団の責務)

第 4 条 応援団は、第 1 条の目的を実現するため、届け出た活動内容に基づき活動を行うとともに、積極的に応援団相互の連携・協力を行うものとします。

2 応援団は、毎年度末に、その取組状況等を事務局に提出します。（別紙様式 1）

3 応援団の名称やシンボルマーク（以下「名称等」）は、第3条の応援団の活動を行う場合に限り使用するものとし、販売する商品やサービスに名称等を直接使用することは認められません。

（平野区役所の責務）

第5条 平野区役所は、応援団の活動が円滑に行われるよう支援するとともに、応援団の活動と連携・協力し、区全体の子育て支援活動の推進を図ります。

2 平野区役所は、応援団の活動についてホームページ等を通じて、広く区民に周知します。

（事故に対する責任）

第6条 応援団は、本市に起因しない事由で第三者からの問い合わせ、クレーム等を受けた場合、自己の責任と費用により処理・解決するものとします。

2 応援団の責により、本市および第三者に対して損害を与えた場合（登録者が本規約上の義務を履行しないことにより、損害を与えた場合を含みます。）、自己の責任と費用により賠償するものとします。

（参加・登録・承認手続）

第7条 応援団への参加や登録を希望する団体等は、「参加・登録申請書」（別紙様式2）を事務局に提出し、承認を得て参加・登録することができます。

2 応援団への参加や登録を希望する子育て支援保育ボランティアは、「参加・登録申請書」（別紙様式3）を事務局に提出し、承認を得て参加・登録することができます。

3 事務局は、応援団への参加・登録を承認したとき、「参加・登録承認通知書」（別紙様式4）により、文章で通知します。

（登録事項等の変更）

第8条 応援団は、応援団として登録している事項（名称、代表者、住所等）に変更が生じた場合は、すみやかに事務局に届け出るものとします。

（応援団の禁止行為）

第9条 応援団はその活動において、次に掲げる行為をしてはなりません。

- （1） 事業の中で知り得た情報を基にした自社製品等の販売や勧誘等の営利を目的とした活動
- （2） 布教活動及び選挙活動
- （3） 活動中における個人情報等の収集活動
- （4） 上記活動のほか、平野区役所が不適切と判断する活動及び行為

（個人情報にかかる取扱い）

第10条 応援団は、活動を通じて知り得た個人情報、その他の情報は、活動期間中、活動

終了後を問わず、第三者に故意または過失により開示、漏えい、もしくは自ら使用してはなりません。

(登録の抹消)

第11条 事務局は、第4条、第7条、第8条に反する行為やその他法令に違反する等応援団としてふさわしくないと認められた行為があった場合は、その登録を抹消することができます。

2 応援団はその登録を取りやめる際には「登録抹消」の申し出を行うことが可能です。

3 事務局は、応援団の登録を抹消したとき、あるいは抹消の申し出を受けた際には「登録抹消通知書」(別紙様式5)により、通知します。

(規約の改定)

第12条 本規約は、事務局により、必要に応じて改定する場合があります。規約を改定した場合は、事務局が応援団に通知します。

(事務局)

第13条 応援団の事務局は、大阪市平野区役所 保健福祉課が行います。

附則

この規約は、平成25年1月10日から施行する。

附則

この改正規約は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この改正規約は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この改正規約は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この改正規約は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この改正規約は、令和4年4月1日から施行する。